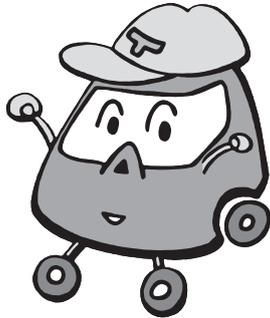


兵ト協ニュース

2013.6 No.323



玄武洞(豊岡市)



もくじ

○ 行政からのお知らせ	
(国土交通) ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施について	1
異常気象時における道路の事前通行止区間の周知について (依頼)	5
事業用自動車のASV 装置装着車の購入に対し補助金を交付します	6
(環 境) 平成25年度「環境の日」及び「環境月間」行事実施要領	8
○ 事務局からのお知らせ	
定期健康診断受診料の助成について	10
安全装置等導入促進助成事業に係る対象機器について	11
低公害車導入促進助成事業について	11
優秀運転者顕章候補者の推薦について	12
交通事故防止研修会を開催しました	13
燃料価格高騰経営危機突破全国総決起大会に参加	14
○ 陸災防のページ	
兵庫第12次労働災害防止推進5か年計画の概要	15
はい作業主任者技能講習会のお知らせ	17
○ 会員だより	21
○ 兵ト協ニュース表紙写真募集について	22
○ 協会日誌	23



行政からのお知らせ



国土交通

ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施について

我が国の大気環境については、近年環境基準の達成状況に改善傾向がみられるものの、二酸化窒素 (NO₂) 及び浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準が達成されていない地域が依然として残っている状況にあります。

このような状況のもと、平成23年3月25日に、自動車NO_x・PM法に基づく新たな総量削減基本方針（平成32年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保等）が、閣議決定されたところであります。

特に、大気汚染への影響度が大きいディーゼル車については、ポスト新長期規制が適用される等、逐次にわたる新車対策が実施されてきておりますが、引き続き環境基準の早期達成とその維持に向けて、使用過程車を含めたディーゼル車の排出ガス対策の推進が求められております。

また、重油を軽油に混和する等により製造されるいわゆる不正軽油を自動車用燃料として使用することによる、黒煙等の有害物質の増加が懸念されております。さらに、不正軽油は、排出ガス浄化に係る構造装置が高度化しているディーゼル車に大きな悪影響を及ぼすことから、自動車の本来の性能を確保する観点からも、不正軽油の使用防止が強く求められております。

さらには、平成15年規制以降の排出ガス規制に適合するため、DPF（黒煙除去フィルタ）を搭載した使用過程のディーゼルトラック等について、低速走行が多くなった場合や手動再生を実施しない場合等において、PM（粒子状物質）がDPFにたまり、PMを除去するためのアイドリング時間が長くなる、あるいは、エンジンが停止する等の事例が報告されており、本システムを搭載した車両を適切に使用することが重要になります。

一方、自動車の地球温暖化対策の推進も重要であり、自動車単体の燃費性能を向上させることに加えて、駐停車時のアイドリングストップ、急発進や急加速の防止、交通の状況に応じた安全な定速走行といった、いわゆるエコドライブを普及していくことが不可欠であります。

別添

ディーゼルクリーン・キャンペーン実施要領

平成25年4月

国土交通省自動車局

第1 目 的

我が国の大気環境については、近年環境基準の達成状況に改善傾向がみられるものの、二酸化窒素 (NO₂) 及び浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準が達成されていない地域が依然として残っている状況にある。

このような状況のもと、平成23年3月25日に、自動車NO_x・PM法に基づく新たな総量削減基本方針（平成32年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保等）が、閣議決定された。

特に、大気汚染への影響度が大きいディーゼル車については、ポスト新長期規制が適用される等、逐次にわたる新車対策が実施されてきているが、引き続き環境基準の早期達成とその維持に向けて、使用過程車を含めたディーゼル車の排出ガス対策の推進が求められている。

また、重油を軽油に混和する等により製造されるいわゆる不正軽油を自動車用燃料として使用することによる、黒煙等の有害物質の増加が懸念されている。さらに、不正軽油は、排出ガス浄化に係る構造装置が高度化しているディーゼル車に大きな悪影響を及ぼすことから、自動車の本来の性能を確保する観点からも、不正軽油の使用防止が強く求められている。

さらには、平成15年規制以降の排出ガス規制に適合するため、DPF（黒煙除去フィルタ）を搭載した使用過程のディーゼルトラック等について、低速走行が多くなった場合や手動再生を実施しない場合等において、PM（粒子状物質）がDPFにたまり、PMを除去するためのアイドリング時間が長くなる、あるいは、エンジンが停止する等の事例が報告されており、本システムを搭載した車両を適切に使用することが重要である。

一方、自動車の地球温暖化対策の推進も重要であり、自動車単体の燃費性能を向上させることに加えて、駐停車時のアイドリングストップ、急発進や急加速の防止、交通の状況に応じた安全な定速走行といった、いわゆるエコドライブを普及していくことが不可欠である。

このような状況を鑑み、使用過程ディーゼル車が排出する大気汚染物質等の低減に取り組むため、自動車関係諸団体等の協力のもと、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を全国的に展開する。

第2 重点実施期間

1. 「不正改造車排除強化月間」（平成25年6月1日（土）から6月30日（日）までの1か月間）
2. 「自動車点検整備推進運動強化月間（秋季実施予定）」（平成25年10月1日（火）から10月31日（木）までの1か月間）

第3 実施機関

国土交通省が実施主体となり、自動車検査独立行政法人に本キャンペーンへの支援を求め、次の関係団体の協力を得て本キャンペーンを推進する。

〔協賛団体〕

一般社団法人 日本自動車工業会	公益社団法人 全日本トラック協会
公益社団法人 日本バス協会	一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
全国ディーゼルポンプ振興会連合会	一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

第4 実施事項

本キャンペーン重点実施期間の実施にあたっては、同時期に実施される「不正改造車排除強化月間」及び「自動車点検整備推進運動強化月間（秋季実施予定）」の主旨と整合性をとりながら連携して実施する。

1. 「不正改造車排除強化月間」中は、不正改造車の排除の観点から、燃料噴射ポンプの封印

の取り外し、不正軽油の使用等による黒煙の悪化車両を排除させること等を重点とし、以下の事項とする。

(1) ポスター掲出、チラシの配布

各実施機関は、キャンペーンの期間中、ポスターを掲出及びチラシの配布を行う。

(2) 黒煙濃度チャートの配布

国土交通省は、街頭検査等の際に自動車使用者に黒煙排出濃度を簡易的にチェックできる黒煙濃度チャートを配布し、黒煙濃度の点検の励行を指導する。

(3) 街頭検査の実施

① 黒煙（黒煙測定器による検査。以下同じ。）及び燃料（配備された硫黄分濃度測定器による検査。以下同じ。）を重点項目とした街頭検査を全国的に実施する。

特に、黒煙測定をした結果基準値を超える自動車については、燃料噴射ポンプの封印チェック等を行う。

② 地方整備局、都道府県税務担当部局と連携した街頭検査を実施するよう努める。

(4) 通報制度を活用した自動車の使用者等の指導

運輸支局（沖縄総合事務局においては陸運事務所。以下同じ。）に迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）を設置し、通報を受けた自動車ユーザーに対し、ハガキを送付することにより自主点検等の指導をする。

(5) 整備事業者による入庫車の点検

入庫したディーゼル車の使用者に点検指導を行うとともに燃料噴射ポンプの封印チェック等を重点的に行う。

(6) 会報等による広報

各実施機関は会報、機関誌等により会員等に「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の実施について周知する。

(7) DPF等の正しい使用方法のチラシの配布

国土交通省は、キャンペーン期間中、街頭検査等の機会をとらえ、「DPFなど後処理装置付き車の正しい使用のお願い」のチラシを配布し、周知を図る。

2. 「自動車点検整備推進運動強化月間（秋季実施予定）」中は自動車の点検整備の推進の観点から、自動車使用者等に適切な点検・整備等の必要性の説明及び指導することを重点とし、以下の事項とする。

(1) ポスター及びチラシの掲出等

各実施機関は、キャンペーンの期間中、ポスターを掲出及びチラシの配布を行う。

(2) 黒煙濃度チャートの配布

国土交通省は、街頭検査等の際に自動車使用者に黒煙排出濃度を簡易的にチェックできる黒煙濃度チャートを配布し、黒煙濃度の点検の励行を指導する。

(3) 街頭検査の実施

① 黒煙及び燃料を重点項目とした街頭検査を全国的に実施する。

特に、点検・整備の重要性及び不正軽油が及ぼす安全・環境上懸念される問題等について説明するなどし、指導を行う。

② 地方整備局、都道府県税務担当部局と連携した街頭検査を実施するよう努める。

(4) 運送事業者による自主点検等

バス事業者及び貨物運送事業者の整備管理者は、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重点的に実施する。また、運行前に黒煙濃度チャートを用いて黒煙濃度をチェックし適切に整備がされている状態よりも多量に黒煙が排出されている場合には整備を行う等の措置を講ずる。

(5) 通報制度を活用した自動車の使用者等の指導

- ① 運輸支局に迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）を設置し、通報を受けた自動車ユーザーに対し、ハガキを送付することにより自主点検等の指導をする。
- ② 各都道府県トラック協会及び各都道府県バス協会は、協会に黒煙の排出量が多い旨の通報等のあった者に対して改善を指導する。

(6) 整備事業者による入庫車の点検

使用者の理解を得て黒煙濃度の測定、エア・クリーナ・エレメント等の点検・整備等を実施する。

(7) 運転者に対する指導

バス事業者及び貨物運送事業者は、運転者に対して急発進、急加速等を避けた無理のない運転方法について指導する。

(8) 会報等による広報

各実施機関は会報、機関誌等により会員等に「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の実施について周知する。

(9) DPF等の正しい使用方法のチラシの配布

国土交通省は、キャンペーン期間中、街頭検査等の機会をとらえ、「DPFなど後処理装置付き車の正しい使用のお願い」のチラシを配布し、周知を図る。



OFF
きれいな空気を大切に…
アイドリングストップ宣言
(社)兵庫県トラック協会

(社) 兵庫県トラック協会
会長 福永征秀 様

事務連絡
平成25年6月1日
近畿地方整備局
兵庫国道事務所長

異常気象時における道路の事前通行止区間の周知について（依頼）

平素は、当所の道路事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当所では、通行者を土砂崩落、落石などの災害から守るために、降雨量が一定に達した場合、道路の通行を規制する区間を下記のとおり定めていますので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

記

路線名	規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
一般国道 28号	淡路市塩尾 ～洲本市安乎町平安浦	1.8km	連続降雨量 160mm	洲本維持出張所 (0799) 22-1680
	洲本市中川原町厚浜 ～洲本市炬口	2.9km	連続降雨量 160mm	
一般国道 176号	西宮市塩瀬町名塩 ～西宮市塩瀬町生瀬	1.8km	連続降雨量 160mm	西宮維持出張所 (0798) 35-6470

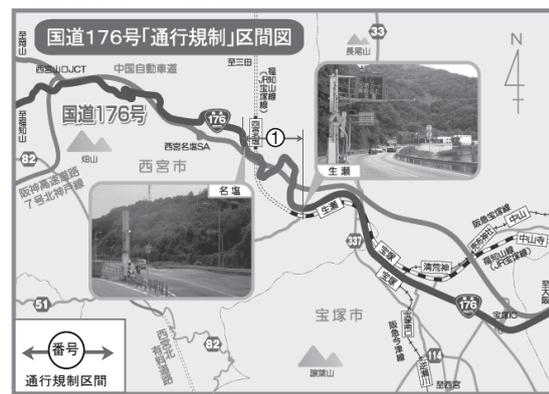
大雨時通行止区間のご案内

兵庫国道事務所では、豪雨時の異常気象時において、通行車両等を土砂崩落、落石などの災害から守るために、降雨量が一定に達したら道路の通行を規制する区間を定めています。

土砂崩落、落石などは一般的には雨量との関連が強く、このことから道路管理者があらかじめ、過去の記録等を参考に定めた雨量（規制雨量といえます）に達した時に、その区間では通行止を行っているのです。このような通行規制の場面に出会われたときには、ご理解・ご協力をお願い致します。



規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
①淡路市塩尾 ～洲本市安乎町平安浦	1.8km	連続降雨量 160mm	洲本維持出張所
②洲本市中川原町厚浜 ～洲本市炬口	2.9km	連続降雨量 160mm	(0799) 22-1680



規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
①西宮市塩瀬町名塩 ～西宮市塩瀬町生瀬	1.8km	連続降雨量 160mm	西宮維持出張所 (0798) 35-6470

最新の道路情報が
あなたの安全を
サポートします。

日本道路交通情報センター等では電話による問い合わせにお答えしています。走行中は道路情報板、道路情報ラジオ(1620kHz)などの情報に注意しましょう。

日本道路交通情報センター(兵庫情報) 神戸: 050-3369-6628
日本道路交通情報センター(関西情報) 大阪: 050-3369-6627
兵庫国道道路情報案内 神戸: 078-334-1618

降雨情報については、インターネットで最新情報を配信しています。

兵庫国道事務所のホームページ <http://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/>
国土交通省防災情報提供センター <http://www.mlit.go.jp/saigai/bosajoho/>

問い合わせ先
国土交通省
近畿地方整備局
兵庫国道事務所
〒650-0042
神戸市中央区波止場町3-11
TEL (078) 334-1600 (代)
FAX (078) 334-1611

導入に際しては、是非この制度をご活用下さい。

事業用自動車の ASV装置装着車の購入に対し 補助金を交付します

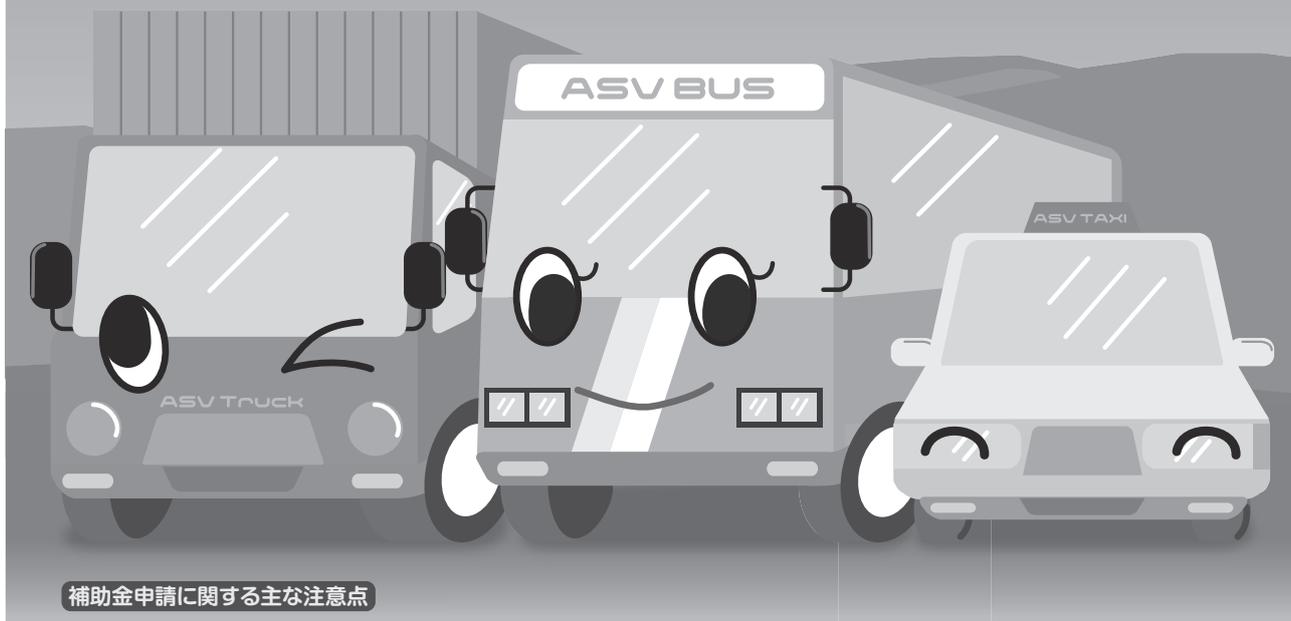
国土交通省では、下記の装置を搭載した事業用の車両を購入する場合、下記の補助金額を上限としてASV装置の購入に係る総費用の2分の1の補助を行います。

補助申請の受付は平成26年1月31日までとなっておりますので早めに申請してください。詳細は裏面の各地方運輸局自動車技術安全部もしくは運輸支局にお問い合わせください。

なお、補助金総額に達した場合、受付期間内であっても補助金の不交付及び交付申請を受け付けないことがあります。

	補助対象装置	補助対象車種	補助金額
①	衝突被害軽減ブレーキ	・車両総重量8トン以上のトラック ・バス	上限 100,000円※
②	・ふらつき注意喚起装置 ・車線逸脱警報装置 ・車線維持支援制御装置	・車両総重量8トン以上のトラック ・バス ・タクシー	上限 50,000円※
③	車両横滑り時制動力・駆動力制御装置	・車両総重量8トン以上のトラック ・バス	上限 100,000円※

※同一車両に複数の装置を装着する場合には、1車両あたり上限150,000円

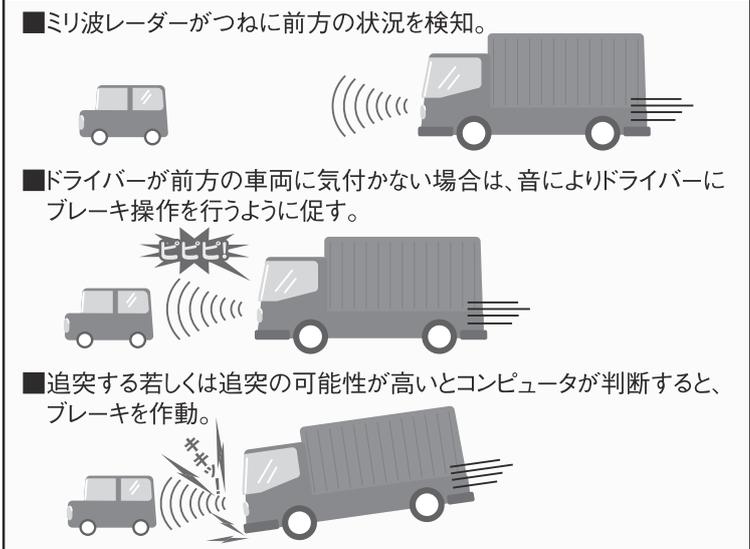


補助金申請に関する主な注意点

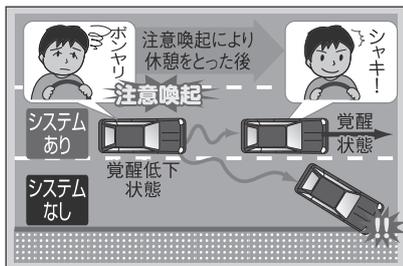
- ・本補助金の申請は、車両の登録の1ヶ月前までに行ってください。
- ・車両購入の際の支払い方法は、振込、現金又は小切手によるものを原則とします。(ローンなどによる支払いの場合は補助金の交付はされません。)
- ・②の装置のうち、同一車両に複数の装置を装着する場合には、最も金額の高い装置に対してのみ補助するものとします。
- ・車両納車の期限は、平成26年3月20日となっております。

衝突被害軽減ブレーキ

レーダーにより先行車との距離を常に検出し、危険な状況にあるかどうかを監視をします。追突の危険性が高まったら、まずは音などにより警報し、ドライバーにブレーキ操作を促します。それでもブレーキ操作をせず、追突する若しくは追突の可能性が高いと車両が判断した場合、システムにより自動的にブレーキをかけ、衝突時の速度を低く抑えるようにします。

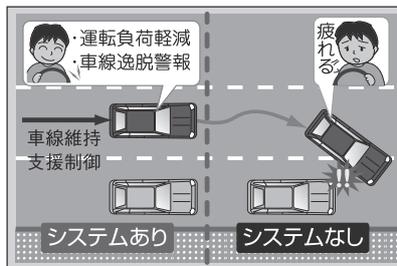


ふらつき注意喚起装置



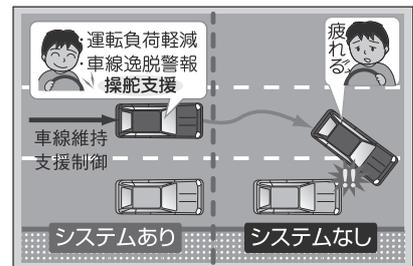
運転者の低覚醒状態や低覚醒状態に起因する挙動を検知し、運転者に注意を喚起するようにします。

車線逸脱警報装置



走行車線を認識し、車線から逸脱した場合あるいは逸脱しそうになった場合には、運転者が車線中央に戻す操作をするよう警報します。

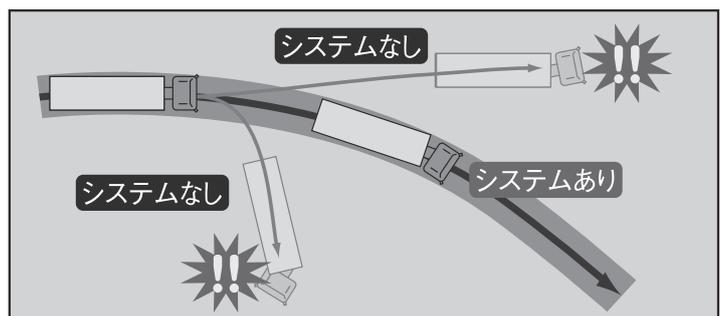
車線維持支援制御装置



走行車線を認識し、車線維持に必要な運転者の操舵力を軽減します。何らかの理由で車線から逸脱しそうになった場合には、運転者が車線中央に戻す操作をするよう警報します。

車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

急激なハンドル操作などにより車両に不安定挙動が発生した場合、不安定挙動を抑制するようエンジン出力や制動力を制御します。



■問い合わせ先■

北海道運輸局 自動車技術安全部 技術課
 東北運輸局 自動車技術安全部 技術課
 北陸信越運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課
 関東運輸局 自動車技術安全部 保安・環境課
 中部運輸局 自動車技術安全部 保安・環境課
 近畿運輸局 自動車技術安全部 技術課
 中国運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課
 四国運輸局 自動車技術安全部 技術課
 九州運輸局 自動車技術安全部 保安・環境課
 沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課

札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎
 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎
 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館
 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎
 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館
 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎
 福岡市博多区博多駅東2-11-1
 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

☎011-290-2753
 ☎022-791-7535
 ☎025-285-9155
 ☎045-211-7256
 ☎052-952-8044
 ☎06-6949-6452
 ☎082-228-9142
 ☎087-835-6370
 ☎092-472-2546
 ☎098-866-1836

なお、下記のホームページアドレスにも、ASV装置装着車の購入に対する補助金について掲載されております。あわせてご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_25.html

平成25年度「環境の日」及び「環境月間」行事实施要領

平成25年 4 月
環 境 省

1 背景

環境の日、環境月間の由来は、昭和47年 6 月 5 日から開催された国連人間環境会議まで遡ります。

国連は国連人間環境会議での我が国の提案を受けて、毎年 6 月 5 日を「世界環境デー」と決めました。世界各国では、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成 5 年11月に制定された「環境基本法」においては、6 月 5 日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等において各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、我が国では、昭和48年度から平成 2 年度までは 6 月 5 日を初日とする一週間を「環境週間」とし、平成 3 年度からは 6 月の一か月間を「環境月間」として設定しています。

2 平成25年度の「環境月間」について

今年度の環境月間の行事实施にあたっては、震災からの復旧復興として、災害廃棄物の処理や除染、放射性物質による健康影響等について国民への周知と理解を求める必要があります。また、震災から 2 年余を経過し、三陸復興国立公園の創設やエコツーリズム等を通じた復興活動が重要な位置づけとなります。

また、本年は、2013年以降の地球温暖化対策計画を策定する予定となっており、金融メカニズムを活用した低炭素投資の促進、再生可能エネルギーの導入加速化を二本柱に、温室効果ガスの削減等と経済成長による富の創出の同時実現を目指すこと、更に循環型社会の構築や環境面からの暮らしの安心や自然共生社会の実現などが課題となっています。

(1) 月間行事实施にあたって留意すべき施策

① 東日本大震災からの復旧復興

被災地の復興に向けては災害廃棄物の処理を引き続き着実に進めるとともに、除染活動の本格化、また三陸復興国立公園を 5 月に創設し、グリーン復興プロジェクトの実施と併せて、観光業の振興などで地球経済の活性化を図ります。

② 温暖化防止と経済成長に関する取組

温室効果ガスの削減を図り、経済にもよい影響を与えるような低炭素社会を創出することは我が国が立ち向かうべき大きな課題です。金融メカニズムを活用した低炭素投資の促進、再生可能エネルギーの導入加速化を二本柱に、温室効果ガスの削減等と経済成長による富の創出の同時実現を目指します。

また、引き続き節電対策における国民運動を推進していきます。

③ 循環型社会・自然共生社会への取組等

廃棄物の循環利用や適正な処理を進める循環型社会の構築や、大気・水環境の保全や化学物質対策を通じ、環境面からの暮らしの安心を図ります。また、国立公園の魅力向上、人と生きものとの共生により自然共生社会の実現を進め、地域の活性化にもつなげていきます。

加えて、環境教育、環境分野と福祉や開発など他分野との連携、学校教育や社会教育、地域づくりを通じた人づくりを推進していきます。

(2) 月間行事における訴求ポイント

環境省では、「東日本大震災からの復旧復興」をはじめとし「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の構築に向けた統合的な取組を推進しています。

そこで、平成 25 年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、以下に重点を置き、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施し、国民一人ひとりが自らの生活・行動を具体的に見直していくきっかけ作りを目指します。

・行動することを重視する

国民や企業など、各主体の環境保全のための具体的な行動を起こしてもらうことに重点を置く。

・環境政策・取組への理解と参加を進める

環境に係る諸課題に対応し、各主体の活動を促進するよう取り組んでいる国内外の政策について、その必要性や効果を理解してもらい、政策実施への理解と参加を得る。

・科学的な知見を身近なレベルで理解してもらう

IPCCでの科学的議論を始め、環境問題の科学的・社会的知識を、身近なレベルで理解してもらい、より具体的かつ効果的な行動の促進、行動の継続につなげていく。

・課題間のつながりを大切にする

各主体の行動全体を、環境そのものをよりよいもの、ひいては持続可能な社会作りにつなげていくものとなることをめざす。

3 実施

(1) 実施期間

① 環境の日：6月5日

② 環境月間：6月1日から30日までの一か月間

(2) 主な活動内容：節電効果の高い機器等の導入及び買換、空調・冷蔵冷凍・照明等における節電、ライトダウン、エコ通勤等自動車から環境負荷の小さい交通への転換、エコドライブ実践、環境家計簿、エネルギー消費量・温室効果ガス排出量の「見える化」、スーパークールビズ（冷房温度の適正化及び服装の工夫）等地球温暖化の防止に手応えを得られる活動、省エネ機器の買い換えなどのエコ商品選択の推進、循環型社会形成の推進に資するレジ袋削減、小型家電の回収への協力等をはじめとしたリデュース・リユース・リサイクル活動、不法投棄監視活動、一斉清掃活動（海岸を含む）、植樹等の地域美化運動、自然観察会等自然に親しむ野外活動

事務局からのお知らせ

定期健康診断受診料の助成について

5月14日開催の理事会において、今年度、定期健康診断受診料の助成を実施することを決定しましたのでお知らせします。

1. 運転者の定期健康診断を促進し、貨物輸送の安全を確保するため、社団法人兵庫県トラック協会の会員事業者が、労働安全衛生規則第44条にもとづき平成25年度(平成25年4月1日以降)に実施する定期健康診断の受診に関し、その所要費用の一部を助成する。
2. 助成する金額は、受診者1人1,000円とし、1会員当たり、50人(5万円)を上限とします。
交付対象は、兵庫県内の営業所に所属する運転者に限る。
(緑ナンバーの車両を運転する選任ドライバーを対象とし、作業員や構内のみの運転者は対象外とする。)
3. 申請の期日は、平成26年2月末日迄とする。
4. 助成金の請求手続きについては、後日お知らせしますが、受診者の名簿と受診した医療機関の領収証の保管をお願いします。

5. 問い合わせ先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

(社)兵庫県トラック協会 業務部

TEL,078-882-5556



安全装置等導入促進助成事業に係る対象機器について

標記事業に係る対象機器について、下記のとおり機種を追加、削除いたしましたので、ご連絡いたします。

記

1. 追加対象機器

後方視野支援装置

- ・市光工業（株） STR-100シリーズ
※ドライブレコーダ（標準型）との一体型、個別に申請が必要。
- ・三菱電機（株） CM-7210

2. 削除対象機器

後方視野支援装置

- ・市光工業（株） ST-800シリーズ
- ・三菱電機（株） CM-5200、CM-5200A
生産・販売終了、各メーカーからの申し出のため。

※対象機種一覧はHPでご確認下さい。

低公害車導入促進助成事業について

（社）兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）では、低公害車普及促進を図ることを目的として、会員各位が事業用低公害車を導入する場合に、国・自治体・（公社）全日本トラック協会と協調し、通常車両価格との差額（価格差）の一部を助成することになりましたのでお知らせします。

1 助成の対象となる低公害車

- (1) 天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼルからの改造を含む。）
- (2) ハイブリッド自動車
- (3) 自動車排出ガス規制による21・22年規制適合ディーゼル自動車*
* (3)に掲げる車両への助成は兵ト協のみ実施（国・自治体・全ト協は助成対象外）

2 募集期間

平成25年6月3日～26年1月31日

3 お問い合わせ・相談窓口

（社）兵庫県トラック協会 業務部
〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27
TEL 078-882-5556 FAX 078-882-5565

※詳しくは、後日送付します「平成25年度 融資及び助成制度のご案内 vol.2」及び兵ト協HPをご覧の上確認下さい。

※天然ガス自動車・ハイブリッド自動車は導入の1ヶ月前にご連絡下さい。

〈優秀運転者顕章候補者の推薦について〉

全日本トラック協会では、標記顕章を例年のとおり実施いたしますので、下記顕章規程により候補者をご推薦下さいますようお願い申し上げます。

記

◎目 的

人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りを持たせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

◎選考基準

1. 現在運転者にあつて、その期間を通算して次の各号に定める期間（平成25年5月末日から遡及し記入）、無事故であり、かつ無違反であつた者とする。

- ① 金十字章 … 平成25年5月末日から逆のぼり、満20年以上
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする）
（無事故・無違反開始年月日 平成5年6月1日以前）
- ② 銀十字章 … 平成25年5月末日から逆のぼり、満10年以上
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする）
（無事故・無違反開始年月日 平成5年6月2日～平成15年6月1日まで）
- ③ 銅十字章 … 平成25年5月末日から逆のぼり、満5年以上
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として4年以上とする）
（無事故・無違反開始年月日 平成15年6月2日～平成20年6月1日まで）

－はじめて候補者を推薦される方に－

○候補者1名に対し、年1回・章1種類の推薦となります。

- ・選考基準①の対象者は、金、銀、銅のいずれか1つを受けることができます。
- ・選考基準②の対象者は、銀、銅のどちらか1つを受けることができます。
- ・選考基準③の対象者は、銅のみ受けることができます。

○過去に受章された方は、再び同種の章を受けることはできません。

また、以降2種類以上の章を受ける予定の方は、銅→銀→金の順で受けなければなりません。

- ・過去に金を受章された方は、以降、金、銀、銅とも受けることができません。
- ・過去に銀を受章された方は、以降、銀、銅とも受けることができません。（金のみ受けられます。）
- ・過去に銅を受章された方は、以降、銅を受けることができません。（銀、金とも受けられます。）

2. 上記の無事故、無違反であつた者とは次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

- (1) 人身に係る事故を起こした者
 - (2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
 - (3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者
- ※自動車安全運転センターの証明は必要ありません

◎推薦方法

候補者を推薦される方は、下記あてご連絡ください。

推薦要領及び推薦書をFAXにてお渡し致します。

◎提出先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27

(社)兵庫県トラック協会 総務部

TEL 078-882-5556 FAX 078-882-5565

◎推薦書提出期限

平成25年7月31日(水)

交通事故防止研修会を開催しました

開催日 平成25年5月10日（金）

場 所 兵庫県トラック総合会館 大会議室

参加者 200名

内 容

1. 「高速道路における交通事故について」

講師 兵庫県警察本部交通部 高速道路交通警察隊

垂水ブロック1係隊長補佐 高岡 敏明 氏

2. 「人と車の限界から見た安全運行への考察」

講師 (株)クレフィール湖東 交通安全研修所

インストラクター 本村 一 氏



燃料価格高騰経営危機突破全国総決起大会に参加

全ト協及び各都道府県トラック協会主催の燃料価格高騰経営危機突破全国総決起大会が5月23日、東京の自由民主党本部8階会議室において急遽開催され、下記大会決議が採択されました。この大会には全国のトラック運送事業者約800人が参加し、当協会からは会長・副会長ほかに参加しました。

全ト協の星野会長は「円安による燃料高騰分が厳しい事業環境に追い打ちをかけている」と業界への支援を求めたところ、自由民主党トラック輸送振興議員連盟（幹事長代理）の細田博之会長は支援について前向きな考えを示されました。

大会決議

- 一 燃料費を補填する補助金の創設
- 一 燃料サーチャージ導入の促進
- 一 燃料価格監視の徹底
- 一 軽油引取税緊急減税の実現





問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

兵庫第12次労働災害防止推進5か年計画の概要

計画期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日

平成25年4月
兵庫労働局

現状と課題

労働災害による被災者数（平成24年）
 死亡者数 43人
 死傷者数（休業4日以上） 4,670人
 ・長期的には労働災害は減少しているが、第三次産業では増加
 ・死亡災害は、建設業、製造業を中心に依然として過半数を占める

計画の全体目標

- 平成29年までに
- 労働災害による死亡者数を15%以上減少（平成24年比）
 - 労働災害による死傷者数（休業4日以上）を15%以上減少（同）

参考 業種別の死傷者数の推移（括弧内は死亡者数）

業種	平成14年		平成24年		増減
建設業	1,133人	(23人)	556人	(16人)	- 50.9% (- 30.4%)
製造業	1,745人	(17人)	1,271人	(9人)	- 27.2% (- 47.1%)
第三次産業	1,862人	(10人)	2,008人	(10人)	+ 7.8% (± 0 %)
小売業	536人	(2人)	562人	(2人)	+ 4.9% (± 0 %)
社会福祉施設	128人	(-)	275人	(1人)	+ 114.8% (++)
飲食業	153人	(-)	148人	(-)	- 3.3% (-)
陸上貨物運送事業	632人	(7人)	556人	(4人)	- 12.0% (- 42.9%)
全業種合計	5,641人	(60人)	4,670人	(43人)	- 17.2% (- 28.3%)

① 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点業種対策

第三次産業対策

【目標】

小売業 死傷者数を25%以上減少
 社会福祉 死傷者数を10%以上減少
 飲食店 死傷者数を15%以上減少

- 小売業
 - ・大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の浸透・向上
 - ・バックヤードを中心とした作業場の安全化
- 社会福祉施設
 - ・社会福祉施設における腰痛対策とKY活動
- 飲食店
 - ・転倒災害、切れ・こすれ災害の防止対策

陸上貨物運送事業対策

【目標】死傷者数を10%以上減少

- 荷役作業の労働災害防止対策
- トラック運転者に対する安全衛生教育
- 荷主による取組の強化

建設業対策

【目標】死亡者数を30%以上減少

- 足場、はしご、屋根等、様々な場所からの墜落・転落防止対策
- 全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策
 - ・建設現場の統括安全衛生管理の徹底
 - ・新規に建設業に就労する者等に対する安全衛生教育
- 解体工事における安全対策、アスベストばく露防止対策
- ずい道工事における安全衛生の確保

製造業対策

【目標】死亡者数を7人以下

- 機械設備の本質安全化等、機械災害防止対策
- リスクアセスメントの取組の推進

健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

- メンタルヘルス不調予防のための職場改善
- ストレスへの気づきと対応の促進
- 取り組み方がわからない事業場への支援
- 職場復帰支援対策の推進

過重労働対策

- 恒常的長時間労働を発生させない労務管理の推進
- 健康診断結果に基づく事後措置、長時間労働者に対する面接指導等の徹底

腰痛予防対策

- 腰痛予防教育の強化
- 社会福祉施設における腰痛予防手法の普及

化学物質による健康障害防止対策

- 特定化学物質障害予防規則等に基づく健康障害防止対策
- 自主的な化学物質管理の促進

熱中症予防対策

【目標】5年間の職場での熱中症による死傷者数を20%以上減少

- WBGT値を活用した作業環境管理、作業管理
- 健康診断結果等に基づく対応、日常の健康管理等
- 作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育

業種横断的な取組

リスクアセスメントの普及促進

- 中小規模事業場へのリスクアセスメントの導入促進
- 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

交通労働災害防止対策

- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に沿った取組

② 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携、協働による労働災害防止の取組

- 安全衛生分野の専門家や労働災害防止団体の活用
- 業界団体との連携による実効性の確保
- 産業保健機関等の活用

③ 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

- 経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚
- 労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

④ 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

- 発注者等による安全衛生への取組強化（荷主、建設工事発注者）
- 製造段階での機械の安全対策の強化

はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薫蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成25年6月19日(水) 9時～17時(座学講習)
	2日目	平成25年6月20日(木) 9時～18時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	6,500円 (内消費税5% 309円)
非会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	1,500円 (内消費税5% 71円)	8,000円 (内消費税5% 380円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び 申込書受付期間

平成25年5月14日(火)～平成25年6月13日(木) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい)
- ② 証明写真2枚 (サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料

納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

5. 持参品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、当日、修了証を交付いたします。
2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

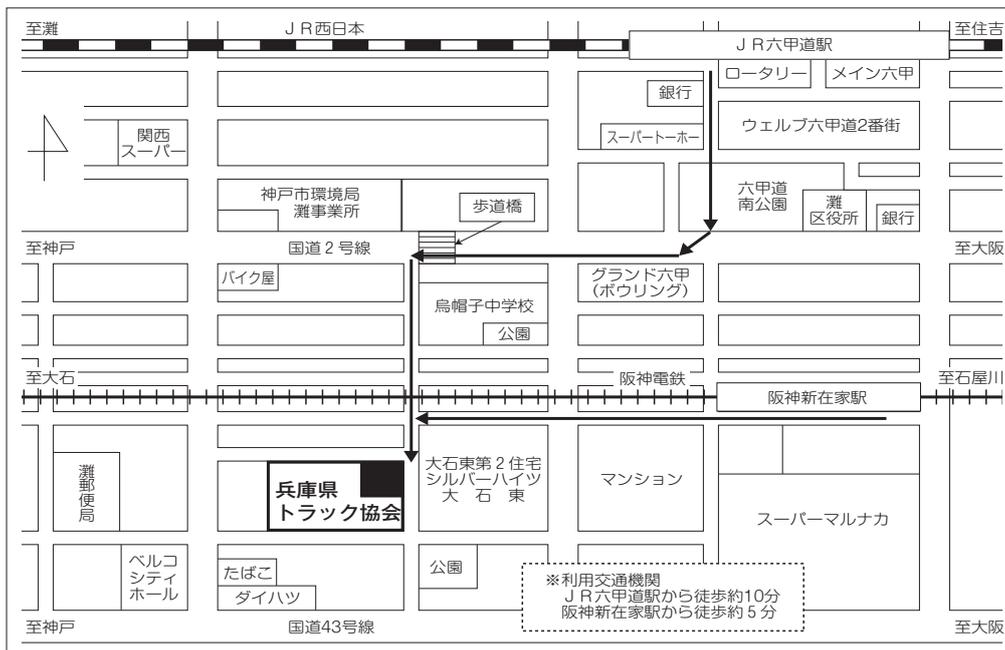
7. 留意事項

修了試験において不合格となった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

追試験を希望される場合は、受験料2,100円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。（原則、追試験は、講習会当日の合格発表後、実施します。）

はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し
て下さい。
縦3.5cm
横2.5cm

ふりがな		性別	修了証 番号	※		
氏名		男 ・ 女				
生年月日	年 月 日生	交付年月日	※			
現住所 <small>(修了証に載ります)</small>	〒			本籍	都道府県	
	電話 (携帯電話)					
勤務先	所在地	〒				
	名称	電話	F A X			

証 明 書

受講者氏名 _____ ㊟

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に _____ 年 月から _____ 年 月まで
3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業者名 _____

事業者 _____ ㊟

書替・再交付年月日 ※ _____ 年 _____ 月 _____ 日

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表 (平成 25 年 4 月末現在)

(単位：円/ℓ)

区分 元売名		ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本		110.68	117.20	122.77	115.00
出 光		107.75	114.93	117.26	119.00
J エナジー		109.45		119.00	
コ ス モ		107.63	110.93	117.25	119.00
昭和シェル		108.23			111.00
モ ー ビ ル		111.40		116.00	135.00
エ ッ ソ		115.50			122.00
ゼ ネ ラ ル		108.11			
そ の 他		109.38	110.89	115.20	117.93
総 計		109.47	113.19	118.24	118.68
25 3	全国平均	111.10	調査なし	116.74	117.39
	近畿平均	110.30		116.64	115.18

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

(消費税抜き)

軽油価格年間推移表 (兵ト協調べ)

(単位：円/ℓ)

区分 集計月		ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成24年 5 月		109.40	113.49	120.24	117.83
平成24年 6 月		104.07	108.91	116.37	112.34
平成24年 7 月		98.02	102.11	110.08	108.79
平成24年 8 月		94.92	98.58	105.67	102.51
平成24年 9 月		99.03	101.12	106.52	105.19
平成24年10月		101.70	103.83	111.74	111.96
平成24年11月		99.98	103.41	109.26	109.95
平成24年12月		99.90	102.43	108.13	108.31
平成25年 1 月		102.31	105.21	110.11	111.17
平成25年 2 月		105.37	106.93	113.72	115.12
平成25年 3 月		110.17	111.60	117.11	117.32
平成25年 4 月		110.88	112.96	118.02	118.86
平成25年 5 月		109.47	113.19	118.24	118.68
年 間 平 均		103.48	106.44	112.71	112.16

※前月分の価格データを集計しています。

(消費税抜き)

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
25.5.21	神戸中央	一般利用	(株)セブンネット	大西 宏典	〒650-0045 神戸市中央区港島9丁目11-1 TEL 078-303-2429 FAX 078-303-2428
5.22	東播	一般利用	(株)早喜	早邊 芳晴	〒673-0442 三木市別所町興治724-92 TEL 0794-86-8180 FAX 0794-86-8182

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
25.4.30	西宮	一般	旭 鋳 産 (株)	名 越 光 明
5.20	丹有	一般	(有)北丹環境サービス	北 野 正
5.22	東播	一般	ミナトサービス(株)	松 井 真 紀 子

変更届

届出年月日	会員名簿ページ数	変更事項	旧	新
25.4.5	147	譲渡譲受	小 南 商 店	(株)小 南 運 送
4.22	154	代表者 (2名)	(株)ロジネクス 大 橋 信 仁	大 橋 信 仁(会 長) 大 橋 俊 夫(社 長)
4.23	95	名 称	(有)フレッシュトランスポート	全日本ライン(株)
4.26	150	名 称	(有)長田運輸産業	(株)長田運輸産業
4.26	176	名 称	日鉄物流広畑(株)	日鉄住金物流広畑(株)
4.30	151	代表者	(有)樋浦運輸 樋 浦 教 雄	山 崎 健 次
4.30	6	名称・代表者	九 淡 運 輸 建 設(有) 宇 城 親 信	(株)K U T A N 宇 城 高
5.1	204	代表者	鳥 取 興 業(株) 鳥 取 太 一	鳥 取 あ い
5.7	150	名 称	東 京 昭 和 運 輸(株)	(株)ト ー シ ョ ー
5.14	81	代表者 (1名減)	(株)阪神海上コンテナー運輸 尾 曲 伸 二・山 本 清	尾 曲 伸 二
5.15	63	代表者	日 本 高 速 輸 送(株) 小 松 隆	内 山 典 雄

兵ト協ニュース表紙写真募集について

■応募資格

兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

■募集内容

●兵庫県の風景（季節感の溢れたもの）、建築物、動植物等の写真（いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない）。

■応募期間

平成24年9月1日（土）～平成25年8月31日（土）必着。

■応募方法

- 会社名・氏名（ふりがな）・会社電話番号を明記した電子データ（CD-Rなど）で提供してください。
- 撮影場所がわかるようにしてください。例：竹田城跡（朝来市）

■その他

- 応募作品は未発表のものに限ります。
- 採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。
- 採用した方には粗品をさしあげます（クオカード）。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は（社）兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。

■採用者

（社）兵庫県トラック協会

■応募宛先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

社団法人兵庫県トラック協会 総務部 行

E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

協会日誌

月日	行事名	場 所	月日	行事名	場 所
5・2	技能講習講師感謝状贈呈式	兵ト協	5・28	第35回引越部会	全ト協
	路線部会役員会	兵ト協	5・29	尼運協 総会	ホテルニューアルカイック
5・8	全ト協 重量部会 常任委員会	全ト協	5・30	兵庫県不正軽油対策協議会	兵庫県民会館 12F1202号
	兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵ト協	5・30	タンクトラック・高圧ガス部会	全ト協
	自動車関係団体連絡会	自動車会館		兵ト協 兵庫支部 総会	東天閣
5・10	交通事故防止研修会	兵ト協	5・31	全ト協海コン部会役員会	全ト協
	兵ト協 神戸中央支部 総会	神仙閣		兵ト協 決算総会	ANAクラウンプラザホテル神戸
	兵ト協 西神戸支部 総会	ホテルオークラ神戸	－ 6月の予定－		
5・11	兵ト協 明石支部 総会	明石支部	6・4	運輸安全マネジメント研修会	兵ト協
	兵ト協 丹有支部総会	丹波の森苑	6・5	全ト協 第154回理事会	全ト協
	兵ト協 淡路支部 総会	海月館		全ト協重量部会 平成25年度通常総会	熊本ホテルキャッスル
5・12	兵ト協 但馬支部 総会	佳泉郷		全ト協 重量部会 平成25年度通常総会	熊本ホテルキャッスル
5・13	全ト協 青年部会・正副部会長会議	全ト協	6・6	大ト協 創立50周年記念式典	大ト協
5・14	引越部会分科委員会	全ト協	6・7	陸運及び観光功労者表彰(経営者)	ホテルブライズ大阪
	安全性評価事業認定申請説明会	兵ト協	6・10	自動車関係団体連絡会議	兵庫陸運部
	兵ト協 理事会	兵ト協	6・11	幹事会(近ト協)	大ト協
5・15	ダンプ部会 総会	兵ト協	6・12	全ト協 第68回鉄鋼部会	メルバルク屋
	KTS「正副部会長会議」	マンダリンパレス(神戸市)	6・13	運輸安全マネジメント研修会	西部研修センター
5・16	安全性評価事業認定申請説明会	西部研修センター	6・15	全ト協青年部会 関東ブロック大会	ホテルマロウド筑波(茨城県)
5・17	路線部会総会	有馬御苑	6・18	三木会	兵ト協
5・20	タンクトラック部会役員会	兵ト協	6・19	第1回はい作業主任者技能講習	兵ト協
	兵ト協 正副部会長会議	兵ト協	6・20	適正化事業実施機関評議委員会	佐川急便(株) 西日本ハブセンター
	陸災防本部 平成25年度理事会及び通常総代会	メルバルク京		第1回はい作業主任者技能講習	兵ト協
	兵青協「第1回評議委員会(総会)」	ホテル北野プラザ六甲	6・21	自動車及び観光関係永年勤続者表彰(中間管理者)	ホテルブライズ大阪
5・23	グリーン経営講習会	難波御堂筋ホール HALL 8 F・B	6・28	全ト協 通常総会	第一ホテル京東
	兵ト協 東播支部 総会	加古川市会館	－ 7月の予定－		
	燃料価格高騰経営危機突破全国総決起大会	自由民主党本部8階	7・15	夏の交通事故防止運動(～24日)	
	兵ト協 東神戸支部 総会	ホテルモンテレ神戸	7・17	全国専務理事業務連絡会議(～18日)	ロイトン札幌
	兵ト協 東部支部 総会	ホテルニューアルカイック	7・18	全ト協海コン部会総会	ハイアット・リージェンシー・福岡
5・24	全国道路利用者会議 第65回定時総会	砂防会館別館 [シムズビル(新)]	7・20	ドライバーコンテスト兵庫県大会	明石 石運転免許試験場
	兵ト協 西播支部 総会	西部研修会館大講義室	7・26	近ト協 一般社団法人設立総会	大阪市内
	兵ト協 西宮支部 総会	ノホテル甲子園		近ト協 理事会	大阪市内

安全と安心をはこぶ



マーク

インターネットを利用して
申請書類が作成できます。
是非ご利用を！
Web申請書作成ページアドレス
<https://gmark.jta.or.jp/gmark/>



平成25年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業
「安全性優良事業所」認定のための申請

7月開始!

申請期間

平成25年7月1日(月)～7月12日(金)
土・日を除く

申請書類の領布期間

① 地方適正化実施機関※による領布
平成25年5月1日(水)～6月28日(金)
土・日、祝日を除く

※申請書類は、事業所が所在する都道府県の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(都道府県トラック協会)で入手してください。

② インターネットによる入手(作成)※

平成25年4月15日(月)～7月11日(木)

※インターネットによる申請書類の入手(作成)後、事業所が所在する都道府県の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(都道府県トラック協会)で申請期間内に必ず申請受付手続きを行ってください。

国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
<http://www.jta.or.jp>



公益社団法人
全日本トラック協会

〒163-1519
東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー19階
TEL.03(5323)7245 FAX.03(5323)7230